

広島県告示第三百九十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定によつて、平成二十九年広島県告示第七百十六号で指定した区域の全部について、指定を解除する。

令和元年五月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定を解除する区域の所在地

大竹市港町一丁目一番の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称

六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒^ひ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の名称
鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置
汚染土壤の除去